

が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第2項（新基準日以後に新たに職員となった者については、前項）の規定を準用する。

附則別表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2

平成15年1月1日から平成15年3月31日まで	100分の100
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100分の75
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の50
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の25

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員の特例一時金に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第54号

熊本県職員の特例一時金に関する規則を廃止する規則

熊本県職員の特例一時金に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第55号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「、特例一時金その他」を「その他」に改める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第3号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第20号中「特例一時金」を「勤勉手当」に改め、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「、「勤勉手当額」の欄及び「特例一時金」を「と「勤勉手当額」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第3号様式を次のように改める。